

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) 負担割合を毎年8月に見直します

21年度 長寿医療(後期高齢者医療) 負担割合判定基準

課税所得 (※1)	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
の人以上の世帯員が145万円未満 に同一世帯員が145万円以上	3割	収入383万円未満(被保険者が2人以上の場合は520万円未満)	一部負担金割合が1割になります(申請がない場合は3割と判定)
		被保険者が1人の場合で、同じ世帯の70歳から74歳の方の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満	一部負担金割合が1割になります(申請がない場合は3割と判定)
に同一世帯員が145万円未満 に同一世帯員が145万円以上	1割	上記以外の方	申請による変更はありません
		住民税課税世帯 住民税非課税世帯	申請により、入院の際に食事代と保険適用の負担が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

※1 課税所得とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。

現在、負担割合が「3割」の方は
 「21年度の課税所得が145万円未満の場合」負担割合が「1割」となるため、新しい被保険者証を郵送します。
 「21年度の課税所得が145万円以上の場合」引き続き「3割」の被保険者証をお使いください。
 ※その方と同じ世帯にいる被保険者の方も「3割」となります。

「3割」から「1割」に変更できる場合があります
 同一世帯の被保険者の方の前年の「収入額」の合計が基準収入額以下の場合、申請により「1割」に変更できます。ここでいう「収入額」とは、必要経費や控除等を引く前の金額(確定申告書では「収入金額等」欄の合計になります)です。

「1割」の被保険者証をお使い
 「21年度の課税所得が145万円未満の場合」負担割合が「3割」となるため、新しい被保険者証を郵送します。
 ※その方と同じ世帯にいる被保険者の方も「3割」となります。

「1割」の被保険者証をお使い
 「21年度の課税所得が145万円以上の場合」負担割合が「3割」となるため、新しい被保険者証を郵送します。
 ※その方と同じ世帯にいる被保険者の方も「3割」となります。

※ただし、383万円以上でも、同一世帯に70歳から74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の方の収入額の合計が520万円未満。
 ◎基準収入額適用申請を行うには
 前記条件に該当し、申請が必要と思われる方には、基準収入額適用申請書を7月上旬846へ。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 被保険者で市民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代等が下表の通り軽減されます。

被保険者証、該当する方の認め印を持参の上、保険年金課高齢者医療係(市役所1階)へ申請してください(代理の方でも可)。
 ※申請月の初日から認定を受けることができます。
 【注意】この認定証は、入院時に医療機関の窓口で提示

初めて申請を行う方
 被保険者証、該当する方の認め印を持参の上、保険年金課高齢者医療係(市役所1階)へ申請してください(代理の方でも可)。
 ※申請月の初日から認定を受けることができます。
 【注意】この認定証は、入院時に医療機関の窓口で提示

認定証を既にお持ちの方は更新手続きが不要になりました
 有効期限が21年7月31日までの減額認定証を既にお持ちの方は、更新手続きが不要になりました。21年度も世帯全員の方の市民税・都民税が非



これからの10年に向けて

第4次長期総合計画の策定に向けたポスターセッションにご参加ください

本年1月から長期総合計画の基本構想審議会が今後のまちづくりについて議論を重ねています。そこで、多くの市民の皆さんに長期総合

合計画の進捗状況の報告と広くご意見を伺うため、「ポスターセッション」(ポスターに図表やキーワードを記したものを張り出し、市民の皆さんに説明を行いながら報告し、意見交換するもの)を実施します。
ポスターセッション
 【内容】長期総合計画とは
 ▼市の現状▼将来人口、将来の財政状況▼市民意向調査、各種団体・企業等の意識把握、中学生・高校生意見交換会等の結果▼第3次長期総合計画の進捗および

ポスターセッションの開催日程

日時	会場
8月1日(土) 午前10時~午後3時	市役所1階 屋内ひろば
8月3日(月) 午前9時~正午	東部地域センター
8月5日(水) 午前9時~正午	南部地域センター
8月6日(木) 午後1時~3時	わくわく健康プラザ
8月7日(金) 午前9時~正午	西部地域センター
8月9日(日) 正午~午後4時	スポーツセンター
8月14日(金) 午前10時~正午	野火止地区センター
9月13日(日) 午後1時~4時	中央公民館

第4次長期総合計画に向けた課題▼長期総合計画基本構想審議会におけるこれまでの議論内容等の報告
 また、「住み続けたいまち」を目指すために、市民の皆さんにご意見や提案等

を伺う予定です。
【開催日時等】 左表参照
審議会会長との意見交換会
 審議会会長で重田聖典先生と経済学部教授の菊池威氏と

市民の皆さんとの交流の場を設け、今後の審議会への参考意見を伺います。
 ぜひ「今後の東久留米への想い」をお聞かせください。
【日時】 8月1日(土) 午後1時~3時
【会場】 市役所1階屋内ひろば
 ※この「これからの10年に向けて」は、今後シリーズで行う予定です。
 詳しくは企画調整課 ☎470・7702へ。



国民年金は60歳以降でも加入できます

国民年金は、20歳~60歳の間に住所を有する方が加入する制度です。
 しかし、60歳時に、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方や未納期間や未加入期間等があり、満額の老齢基礎年金を受け取ることができない方は、60歳以降も加入することができます。

市では、市税滞納者の財産の差し押えを積極的に進めています。滞納処分として差し押えた不動産等を、滞納市税に充当するため、インターネットで問い合わせることができます。

市役所1階市民税課へお問い合わせください。
 ※入札には、原則として誰でも参加できます。ただし、自主納付等により公売が中止になる場合がありますので、買い受け希望者は事前に同課へ問い合わせてください。

【参加申込期間】 7月14日(火) 午後1時~27日(月) 午後5時
 【入札受け付け開始日時】 7月31日(金) 午後1時から
 【入札締切開札】 8月7日(金) 午後1時
 【公売物件】 売却区分番号H K 1 1 0 0 2 物件所在地 浅間町三丁目39番35
 財産の名称等 山林(79平方メートル) 現況は、空き地で雑草が

市役所1階市民税課へ申し出ていただくことにより、申し出された日より65歳到達月の前月までの間、国民年金に任意で加入し、保険料を納めることができます。
 また、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳まで任意加入をしても受給資格が足りない場合でも、70歳到達月の前月までの間で年金の受給資格を満たすまで特例で加入することができます。

国民年金の任意加入については、詳しくは市保険年金課 ☎470・7732 または武蔵野社会保険事務所 ☎0422・56・1411へ。

【公売物件】 売却区分番号H K 1 1 0 0 2 物件所在地 浅間町三丁目39番35
 財産の名称等 山林(79平方メートル) 現況は、空き地で雑草が

◆Yahoo! 官公庁オークション ホームページアドレス <http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

インターネット 公売を行います

市では、市税滞納者の財産の差し押えを積極的に進めています。滞納処分として差し押えた不動産等を、滞納市税に充当するため、インターネットで問い合わせることができます。
 市役所1階市民税課へお問い合わせください。
 ※入札には、原則として誰でも参加できます。ただし、自主納付等により公売が中止になる場合がありますので、買い受け希望者は事前に同課へ問い合わせてください。

長寿医療(後期高齢者医療) 自己負担限度額

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
現役並みの所得がある方	3割	44,400円	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1%(多数該当の場合は44,400円)
一般被保険者	1割	12,000円	44,400円
低所得の方	1割	II(住民税非課税世帯の方)	24,600円
		I(住民税非課税世帯で、控除後の所得が0円の方)	15,000円

◆判定基準額
 ①現役並みの所得がある方=被保険者の課税所得(注1)が145万円以上で、被保険者が一人の場合は収入が383万円以上、二人以上または70歳から74歳の世帯員と合計して収入合計520万円以上
 ②一般被保険者の方=被保険者の課税所得が145万円以上で、被保険者が一人の場合は収入が383万円未満、二人以上または70歳から74歳の世帯員と合計して収入合計520万円未満(注2)、住民税課税世帯で、被保険者の課税所得が145万円未満
 (注1) 課税所得とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。
 (注2) 基準収入額適用申請による申請が必要です。